

社会福祉法および社会福祉法関連法規を遵守するための

# 評議員・役員の選任のポイント

(R7.2月作成版)

久留米市 地域福祉課  
指導監査チーム



# 目次

01. 社会福祉法人と役員等(評議員・理事・監事)の関係
02. 社会福祉法人の評議員・役員と会議体の意義
03. 評議員・役員要件
04. 評議員・役員欠格事項(共通)
05. 評議員・役員欠格事項(法人内での兼職関係)
06. 評議員欠格事項(法人内の他の役員等との特殊関係)
07. 評議員欠格事項(他の法人との特殊関係)
08. 理事欠格事項(法人内の他の理事との特殊関係)
09. 理事欠格事項(他の法人の役員等との特殊関係)
10. 監事欠格事項(法人内の他の監事・理事との特殊関係)
11. 監事欠格事項(他の法人との特殊関係)
12. 評議員の権限、義務と責任
13. 理事の義務と責任
14. 理事長と業務執行理事、その他の理事の職務
15. 監事の権限、義務と責任
16. 評議員・役員等の法人・第三者に対する損害賠償責任

# 1. 社会福祉法人と役員等(評議員・理事・監事)の関係

社会福祉法人と役員、評議員は**民法の委任者・受任者の関係**です。  
従って民法に規定された善良なる管理者の義務(善管注意義務)などの法理が適用されます。



## 民法第644条 – 受任者の善管注意義務

「**善良な管理者の注意**」とは、業務を委託された人の職業や専門家としての能力、地位などを前提に通常期待される程度の注意義務のこととされています。

評議員、理事、監事及び会計監査人は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、その**職責に応じた注意義務をもって職務に当たる**ことが求められます。

## 2. 社会福祉法人の評議員・役員と会議体の意義

社会福祉法や関係法令によって、社会福祉法人に評議員・役員および、それらによって構成される会議体等が必置とされているのは、法が求める公益性を確保し、継続的に運営維持できる経営組織とするためです。

理事  
理事長  
理事会



■ **理事会**を**法人の業務執行**に関する**意思決定機関**として位置づけ、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。

■理事等の義務と責任を法律上に規定

評議員  
評議員会



■ **評議員会**を**法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関**として位置づけ、必置の議決機関とする。

■社会福祉法が定める決議事項のみ決議できる

監事



■ 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上に規定。

### 3. 評議員・役員の要件

役員等は、次の要件を満たす人が含まれている必要があります。

#### 評議員

【全員】

- 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

#### 理事

【各1人】

- 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- 施設の管理者

#### 監事

【各1人】

- 社会福祉事業について識見を有する者
- 財務管理について識見を有する者

評議員・役員を選任する会議時に、

■議事の中で、候補者ごとに該当する要件を説明する。

■候補者ごとに該当する要件を表にし、資料として議事録に添付しておく。

などの方法で、要件を満たしている方を選任していることが分かるようにしておく。



## 4. 評議員・役員の欠格事項(共通)

もれなく確認しているか、  
今、使っている様式を  
再確認するっば



評議員・理事・監事に共通する欠格事項は以下のとおりです。

### 社会福祉法第40条第1項各号の欠格事項に該当しないことの確認

- ① 法人ではない。
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない。
- ③ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。
- ④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員に該当しない。
- ⑥ **暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者**に該当しない。

特に、⑥の「5年を経過しない者」  
部分の確認が不足していることが  
多いっば。



## 5. 評議員・役員 of 欠格事項 (法人内での兼職関係)

評議員と監事の法人内での兼職に関する欠格事項は次のとおりです。

### 評議員

社会福祉法第40条第2項の兼職関係に当たらないことの確認

- 当法人の理事・監事ではない。
- 当法人の職員ではない。

### 監事

社会福祉法第40条第2項及び第44条第2項の兼職関係に当たらないことの確認

- 当法人の理事・評議員ではない。
- 当法人の職員ではない。



評議員と監事は、法人と無関係な人を選任する必要があるっば。

## 6. 評議員の欠格事項(法人内の他の役員等との特殊関係)

評議員と、法人内の理事・監事および他の評議員との関係に関する欠格事項は次のとおりです。

社会福祉法第40条第4項、第5項、社会福祉法施行規則第2条の7、及び第2条の8に当たらないことの確認

当法人の理事・監事、他の評議員と、右記の関係にない

配偶者 または 3親等内の親族ではない

事実上の婚姻関係と同様の事情にない

事実婚関係にある者と生計が同一の3親等内の親族ではない

雇用関係にない

雇用関係にある者の 配偶者 または 生計が同一の3親等内の親族ではない

その者から受ける金銭その他財産によって生計を維持していない  
その関係にある者の 配偶者 または 生計が同一の3親等内の親族ではない

評議員は、法人内の他の役員等と婚姻関係や雇用関係、援助関係にないことが大事っば。

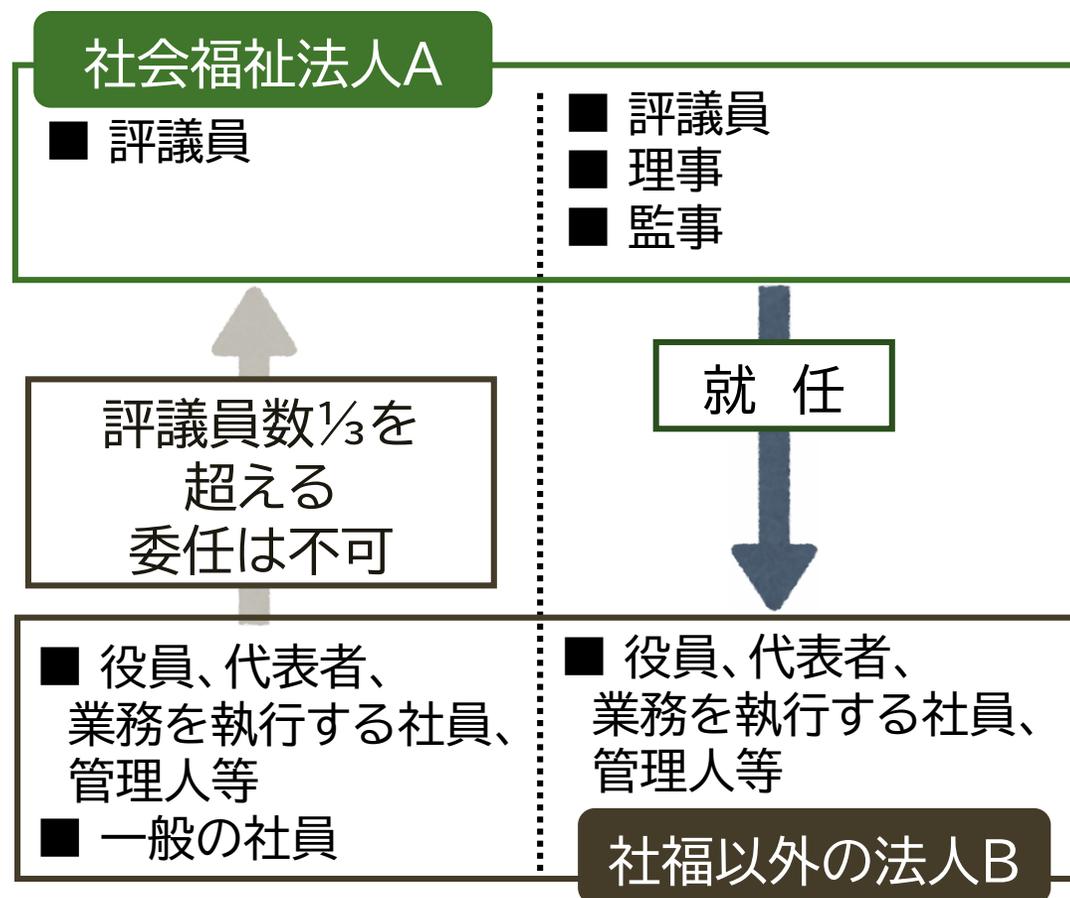


## 7. 評議員の欠格事項(他の法人との特殊関係)

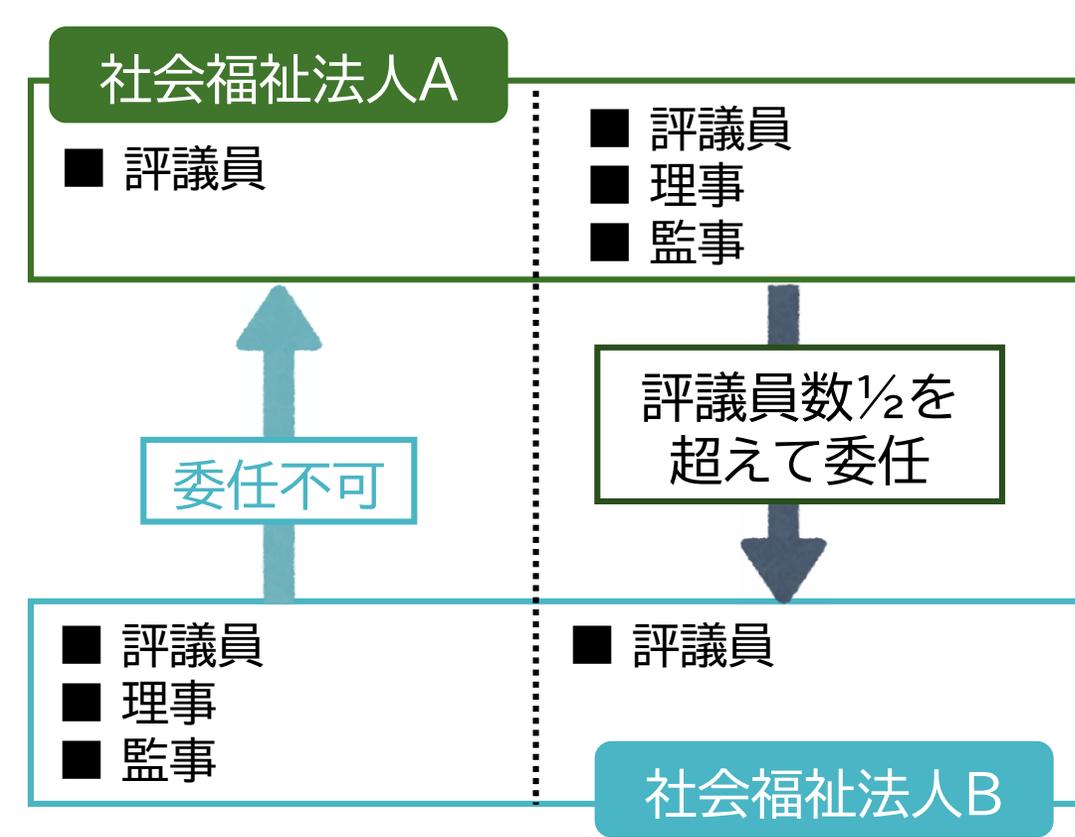
評議員の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。



### ● 他の企業との特殊関係



### ● 他の社会福祉法人との特殊関係



## 8. 理事の欠格事項(法人内の他の理事との特殊関係)

理事と、法人内の他の理事との関係に関する欠格事項は次のとおりです。

社会福祉法第44条第6項、社会福祉法施行規則第2条の10に当たらないことの確認

理事と右記の関係にある  
当法人の他の理事が、  
理事の総数の1/3を超えない

理事が、他の理事と特殊関係がある時は、本人を含めて理事総数の1/3を超えていないことを確認するつば。

配偶者 または 3親等内の親族である

事実上の婚姻関係と同様の事情にある  
事実婚関係にある者と生計が同一の3親等内の親族である

雇用関係にある  
雇用関係にある者の 配偶者 または 生計が同一の3親等内の親族である

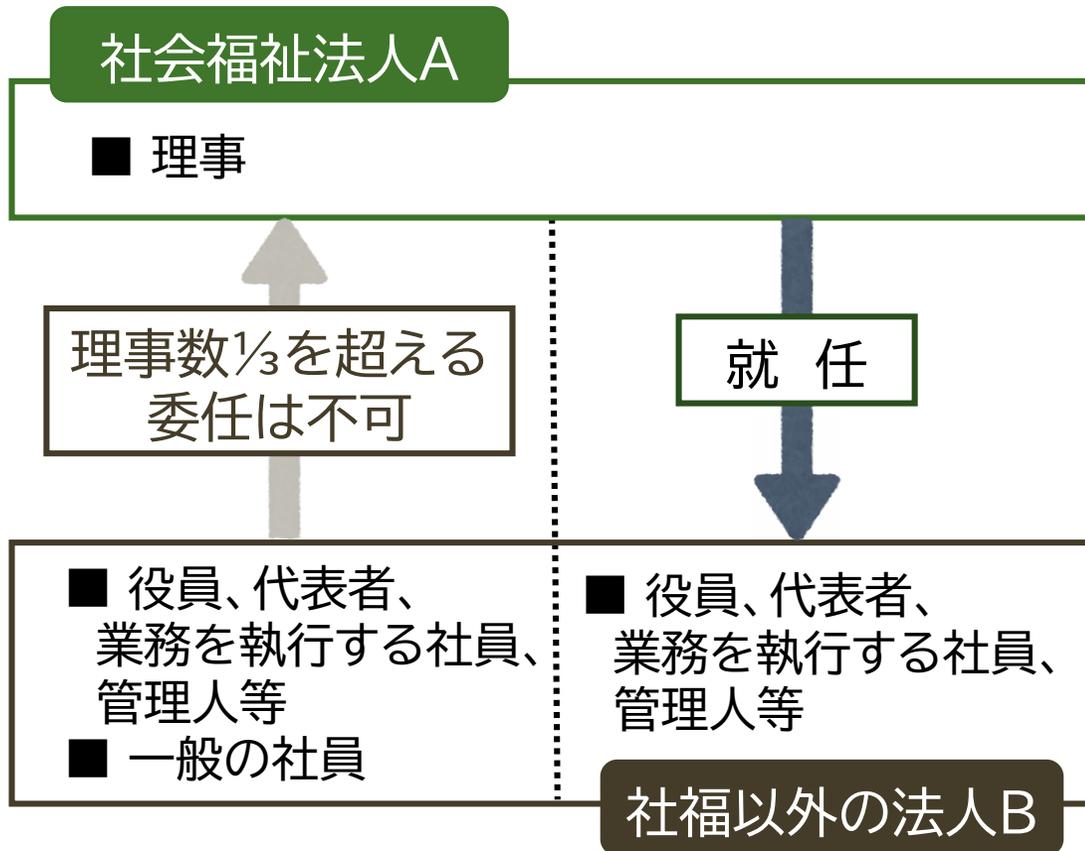
その者から受ける金銭その他財産によって生計を維持している  
その関係にある者の 配偶者 または 生計が同一の3親等内の親族である



## 9. 理事の欠格事項(他の法人の役員等との特殊関係)

理事の欠格事項(他の法人等との特殊関係)は次のとおりです。

### ● 他の企業との特殊関係



社福法人の理事が役員等を務める一般社団法人の役員や社員から理事を委任する時は、理事総数の3分の1を超えないこと



## 10. 監事の欠格事項(法人内の他の監事・理事との特殊関係)

監事と、法人内の他の理事との関係に関する欠格事項は次のとおりです。

社会福祉法第44条第7項、社会福祉法施行規則第2条の11に当たらないことの確認

法人内の他の理事・監事と、右記の関係にない

監事も、評議員と同じで他の監事や理事と特殊関係にない人を選任する必要があるっば。

配偶者 または 3親等内の親族である

事実上の婚姻関係と同様の事情にある  
事実婚関係にある者と生計が同一の3親等内の親族である

雇用関係にある

雇用関係にある者の 配偶者 または 生計が同一の3親等内の親族である

その者から受ける金銭その他財産によって生計を維持している  
その関係にある者の 配偶者 または 生計が同一の3親等内の親族である



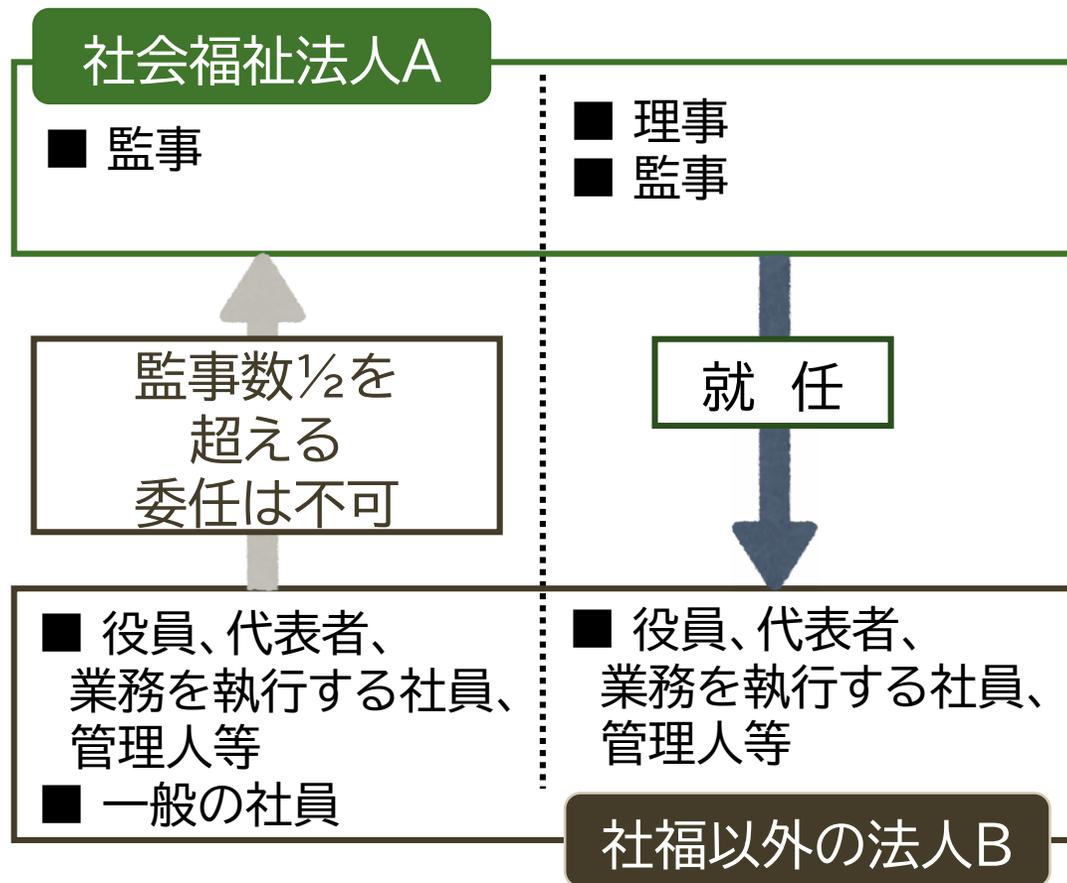
# 11. 監事の欠格事項(他の法人との特殊関係)

監事の特殊関係は、特に条件が厳しいっば

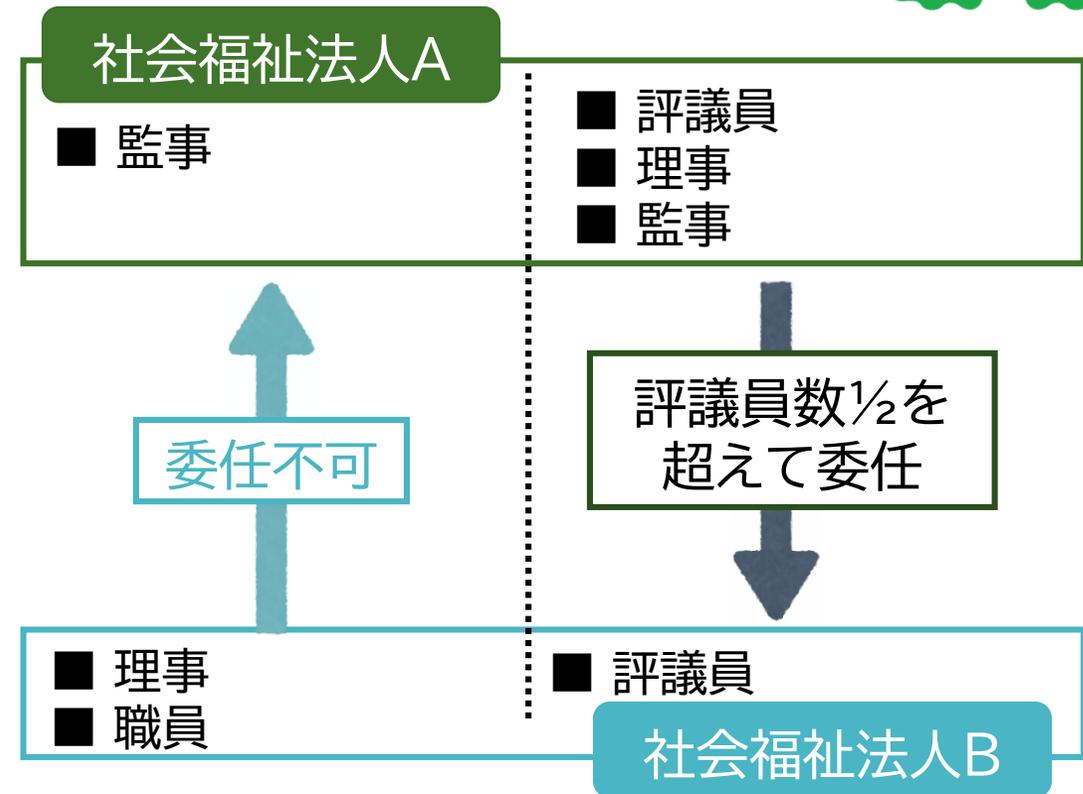


監事の欠格事項(他の法人との特殊関係)は次のとおりです。

## ● 他の企業との特殊関係



## ● 他の社会福祉法人との特殊関係



## 12. 評議員の権限、義務と責任

評議員の主な権限、義務と責任は次のとおりです。

### 【評議員の権限】

(主なもの)

- 評議員会の理事に対する招集請求権  
(理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。)
- 議題提案権  
(議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで)
- 議案提案権  
(評議員会の場合、議題の範囲内で議案の提案が可能)

### 【評議員の義務】

- 善管注意義務

### 【評議員の責任】

- 損害賠償責任
- 特別背任罪

評議員会は、法人経営の基本的なルールと経営体制を決定し、役員を選任や決算の承認を通じて法人運営を監視するという大きな役割があるっば。だから、**評議員の権限**も、**会議の開催**や**議案の提案**などに関することになっているっば。

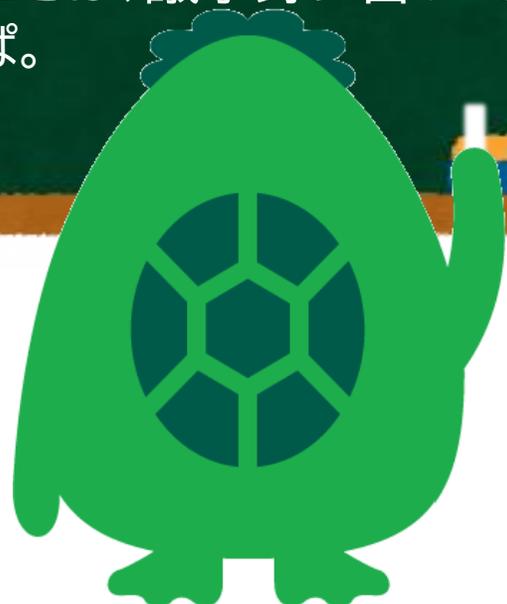


## 13. 理事の義務と責任

理事の主な義務と責任は次のとおりです。

理事は、利益相反取引等により法人に損害を与えたときは、取引した理事だけでなく、理事会で議決に賛成した理事もその責任を問われることになる。つば。

理事会の議決に参加した理事で、その決議に異議を述べたときは、議事録に書いておく必要がある。つば。



### 【理事の義務・制限】(主なもの)

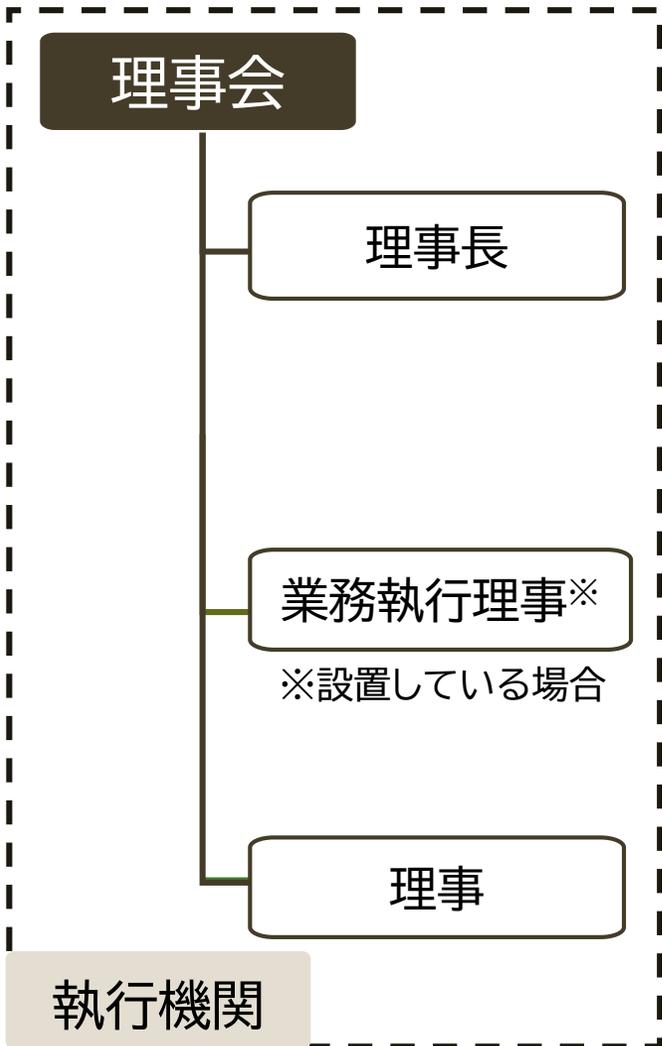
- 善管注意義務
- 法人への忠実義務
- 評議員会における説明義務
- 監事に対する報告義務
- 利益相反取引の制限
- 競業取引制限
- 自己利益取引制限

### 【理事の責任】(主なもの)

- 法人に対する損害賠償責任
- 第三者に対する損害賠償責任
- 特別背任罪
- 贈収賄罪

# 14. 理事長と業務執行理事、その他の理事の職務

理事長と業務執行理事、その他の理事の職務に関する注意事項は次のとおりです。

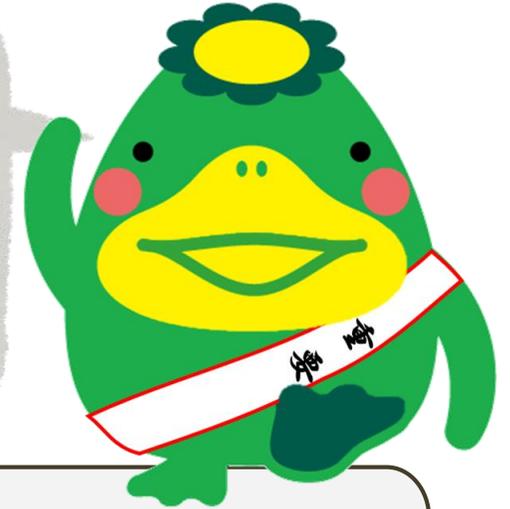


- **理事長**は、理事会の決定に基づき(法第45条の13第2項第1号)、**法人の内部的・対外的な業務執行権限**を有する(法第45条の16第2項第1号)。また、対外的な業務執行をするため、**法人の代表権を有する**(法第45条の17第1項)。
- 理事長は、3か月に1回以上、自己の**職務の執行の状況を理事会に報告**しなければならない(法第45条の16第3項)。
- 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる(法第45条の16第2項)。
- 業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、**対外的な業務を執行する権限はない**(法第45条の17第2項)。
- 理事長と同様に、3か月に1回以上、**自己の職務の執行の状況を理事会に報告**しなければならない(法第45条の16第3項)。
- 理事長及び業務執行理事以外の理事は、**理事会における業務執行の意思決定に参画**するとともに(法第45条の13第2項第1号)
- **理事長や他の理事の職務の執行を監督**(同項第2号及び第3号)する役割を担う。

# 15. 監事の権限、義務と責任

監事の主な権限、義務と責任は次のとおり

監事さんは、**法人の資金運用**について理事会に出席するなどして**しっかり監視**するという大事な任務があるっば。その分、強い権限やたくさんの義務があるっば。



## 【主なもの】

- 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- 計算書類等の監査
- 事業の報告要求(理事、職員に対し)
- 業務・財産の状況調査
- 理事の行為の差止め請求  
(法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき)

## 【監事の権限】

## 【主なもの】

- 善管注意義務
- 理事会への出席義務
- 理事会への報告義務  
(理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)
- 評議員会の議案等の調査・報告義務  
(報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合)
- 評議員会における説明義務

## 【監事の義務】

## 【主なもの】

- 法人に対する損害賠償責任
- 第三者に対する 損害賠償責任
- 特別背任罪
- 贈収賄罪

## 【監事の責任】

# 16. 評議員・役員等の法人・第三者に対する損害賠償責任

| 役員 の 範囲                     |                      | 評議員、理事、監事、会計監査人 ※1  |   |
|-----------------------------|----------------------|---|---|
| 賠償の対象                       |                      | 法人  | 第三者   |
| 通常<br>の<br>成<br>立<br>要<br>件 | 評議員<br>監事<br>会計監査人※1 | その任務を怠ったとき  | その職務を行うにあたって、悪意または重大な過失があったとき                     |
|                             | 理事                   | 上記に加えて、法人への忠実義務、競業取引、自己取引及び利益相反取引の制限に違反したとき                             | —   |
| 定型<br>行<br>為<br>※2          | 理事                   | —   | ・計算書類、事業報告、これらの附属明細書についての虚偽記載<br>・虚偽の登記<br>・虚偽の公告 |
|                             | 監事                   | —   | 監査報告に係る重要事項の虚偽記載                                  |
|                             | 会計監査人※1              | —   | 会計監査報告に係る重要事項の虚偽記載                                |
| 効果                          |                      | 法人に生じた損害を賠償する責任を負う  | 第三者に生じた損害を賠償する責任を負う                               |
| 連帯責任                        |                      | 役員等が法人または、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合について、他の役員等も当該損害賠償責任を負うときは、これらの者は連帯債務者となる |   |

大事なことからちゃんと説明しておくっば。



※1 会計監査人は、設置している場合

※2 役員等が定型行為を行ったことによる損害賠償責任は当然に発生することとされており、注意を怠らなかったことを証明できなければ責任を免れない。(社会福祉法第45条の21第2項)